

令和 7 年度 第 1 回守山市地域ケア推進会議次第

日時：令和 7 年 10 月 9 日（木）

午後 2 時から 3 時 30 分まで

場所：守山市役所 2 階 防災会議室

1 開会

2 報告事項

生活支援体制整備事業について 資料 1

3 協議事項

第 1 回守山市地域ケア個別会議からみえてきた地域課題について

資料 2

参考資料 1

参考資料 2

生活支援体制整備事業 第2層協議体の取組について（R7.9時点）

生活支援体制整備事業は、介護保険法による「介護予防・日常生活支援総合事業」として、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援認定者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

本市においては、平成28年度から、学区社協（事務局は地区会館）にその取組の単位となる第2層協議体を設置し、各地域で住民主体による活動が展開されています。

学区	過去の主な取組	令和6年度の実績	令和7年度の方針および取組状況
守山	<u>第2層協議体（学区社協総務部会）</u> メンバー11人 構成員：正副会長（3人）、自治会長会監事、広報啓発部会長、地域福祉部会長、児童福祉部会長、ボランティア部会長、主任児童委員（2人）、福祉協力員代表 <u>今までの取組</u> 1「日常生活にかかる便利帳」発行（R6.3） 全戸（約10,900戸）に配布	<u>会議：2回</u> 年度当初、おとこの料理教室を担当する部会が決まっておらず、調整の結果、総務部会となった。 <u>実施事業</u> 1「おとこの料理教室」 開催回数：3回、参加者数5人/回 メニュー：ばら寿司、餃子・炒飯、麻婆豆腐など 男性高齢者が慣れない料理に慣れていただくことを目的に、事業開始に至った。	<u>1「おとこの料理教室」継続</u> 地域住民による高齢者サロンやカフェ等が年数を経て自治会で開催されるようになったように、おとこの料理教室についても、自治会で開催されるよう検討していく。 *協議体の会議 1回開催 *おとこの料理教室 1回開催（次回11月開催予定。今年度中に全3回開催。）
吉身	<u>第2層協議体（学区社協総務委員会）</u> メンバー7人 構成員：正副会長（3人）、福祉部会長、広報部会長、ボランティア部会長、福祉協力員代表 <u>今までの取組</u> 1「一人暮らし高齢者アンケート」（H29.10） 2「地域密着型便利帳」発行（R1.7） 全戸（約6,500戸）に配布 3「ごみ出しボランティア」開始（R4.1）	<u>会議：4回</u> 総務委員会（開催7回）の中で、今後のごみ出しボランティア活動の展開および次なる取組について検討。 <u>実施事業</u> 1「ごみ出しボランティア」の活動 利用希望があった場合は各自治会で対応（3自治会での実施を把握）	<u>1「見守り活動」の充実に向けた検討</u> ごみ出しボランティアに関する検討は、一定終了し、自治会長・民生委員・福祉協力員の研修や学区広報等で今後も適宜周知する。これまでの協議で何度か「向こう三軒両隣」の発言があり、今後は、地域住民による見守り活動の拡充を検討する。 *協議体の会議は現時点では開催なし（未定）

学区	過去の主な取組	令和6年度の実績	令和7年度の方向性および取組状況
小津	<u>第2層協議体（R4.10に再編）</u> メンバー9人 構成員：福祉協力員(各自治会1人) <u>今までの取組</u> 1「福祉アンケート」(H29.11)	<u>会議：3回</u> 「行きたくなる居場所づくり」について協議・検討の結果、今後、高齢者の外出を促す「ポイント制度」を活用する方向で検討していくことになった。 <u>実施事業</u> なし	<u>1「居場所づくり」の検討</u> 学区内での居場所づくりの仕組みについて、そして少しでも多くの人に参加してもらうことをめざし、ポイント制度の導入等も併せて検討していく。 *協議体の会議1回開催 居場所づくりについて、ポイントを付与する活動について検討中
玉津	<u>第2層協議体（R3.4に再編）</u> メンバー11人 構成員：各自治会代表(4人)、民児協会長、福祉協力員代表、赤十字奉仕団分団長、更生保護女性会長、健康推進員代表、ボランティアグループきぼう代表、シルバー人材センター玉津班長 <u>今までの取組</u> 1「支え愛マップ」発行（H31.3、R5.4） 全戸(約1,300戸、約1,450戸)に配布 2「地域による高齢者支え合い調査」(R1) 3「困りごと相談・支援のわ」発行（R3.4） 全戸(約1,400戸)に配布 4「地域支え愛送迎活動」開始（R6.3）	<u>会議：3回</u> 「地域支え愛送迎活動」において、医院・店舗・金融機関などへの送迎利用が多い中、地域の支援関係者から自治会のサロンやチームオレンジへの参加者の送迎への利用の相談があり、検討の結果、車両を自治会へ貸し出すかたちで実施することになった。 <u>実施事業</u> <u>1「地域支え愛送迎活動」</u> 利用登録者19人 運転登録者7人 運行128回	<u>1「地域支え愛送迎活動」継続</u> <u>2 同活動【自治会版】の開始</u> 従来活動に加えて、自治会のサロンやチームオレンジへの参加者の送迎活動（自治会への車両貸出）開始（R7.4から）。 *自治会への車両貸出1回（R7.8末時点） *協議体の会議2回開催 *従来活動の利用者について、現在の一人暮らし高齢者に加えて、85歳以上の高齢者のみ世帯も対象とされた。

学区	過去の主な取組	令和6年度の実績	令和7年度の方向性および取組状況
河西	<u>第2層協議体（学区社協総務委員会）</u> メンバー17人 構成員：正副会長(3人)、自治会長会(4人)、民 児協副会長(2人)、広報部会長、福祉啓発部 会長、ボランティア部会長、サロン推進部会 長、子育て支援部会長、福祉協力員代表、さ さえ愛ネット河西代表、学区まちづくり市民 活動部会長 <u>今までの取組</u> 1「支え愛アンケート」(H30.11) 2 生活支援ボランティア「ささえ愛ネット河西」 発足 (R3.9)	<u>会議：2回</u> 総務委員会（年2回）を補完する重点項目検討委 員会（年3回）、また生活支援ボランティア「ささえ 愛ネット河西」の会議（年6回）において、除草作 業等の活動者の確保や利用要件について随時検討。 <u>実施事業</u> <u>1「ささえ愛ネット河西」</u> 利用46件 （これまでの年20件未満から大幅増）	<u>1「ささえ愛ネット河西」継続</u> ささえ愛ネット河西の会議では、利用件数の増に ついて、活動者は高齢化しているが当分は頑張れそ う、とのこと。（今後の動向により対応を検討） ＊協議体の会議1回開催 ＊ささえ愛ネット河西の利用42件 （R7.8末時点） ＊シルバー人材センターによる除草や剪定の対応 が難しくなっているようで、依頼増の理由の一つ と考えられている
速野	<u>第2層協議体（学区社協総務委員会）</u> メンバー11人 構成員：正副会長(3人)、会計、庶務、啓発部会 長、広報部会長、地域福祉部会長、ボランテ ィア部会長、福祉協力員代表、会長推薦 <u>今までの取組</u> 1「みんなのリビング」開始 (H30) 毎週火曜日に速野会館(和室)を確保(開放) 2「自治会福祉避難所設置」提唱 (R2.3) 災害時に一時的でも、支援の必要な人を地域 住民が自治会館等でケアすることを推進 3 同「ビジュアル版」発行 (R3.3) 全戸(約4,000戸)へ配布	<u>会議：6回</u> 地域で気になる高齢者のことや、介護問題、庭木 放置、独居死など地域で課題と考えられる内容につ いて毎回検討。また、自治会未加入者への地域での 関わり等の話し合いを頻回実施。 <u>実施事業</u> <u>1「みんなのリビング」</u> 毎回の参加者は約15人 （麻雀等を取り入れ参加者増／以前は3人程度）	<u>1「自治会未加入者の見守り」の検討の継続</u> 見守りに限らず、自治会未加入者のことを学区や 地域としてどのように考えるかを検討していく。 <u>2「みんなのリビング」継続</u> ＊協議体の会議は隔月開催（現時点で3回） ＊自治会ごとの生活支援ボランティア活動の促進 について検討中

学区	過去の主な取組	令和6年度の実績	令和7年度の方針および取組状況
中洲	<u>第2層協議体</u> メンバー13人 構成員：民児協正副会長、学区社協地域福祉部会長、啓発部会長、ボランティア部会長、民生委員・児童委員、福祉協力員自治会代表(5人) <u>今までの取組</u> 1 「男性の料理教室」(H30.9～R2.2) 毎月開催 2 「おたっしゃですか通信」開始(R1.7) 民生委員・児童委員が毎月お便り作成	<u>会議：0回</u> 会議はないが、民生委員児童委員協議会が中心となり活動を継続。 令和7年度からの「学区第4次福祉のまちづくり推進活動計画」の重点項目に「安心して暮らせる支援体制の構築」を掲げ、今後検討していく。 また、地域住民による送迎活動について協議・検討の結果、実施しない方向となった。 <u>実施事業</u> 1 「おたっしゃですか通信」継続 一人暮らし高齢者など200人以上に民生委員・児童委員と福祉協力員が毎月訪問しお便りをお届け	1 「おたっしゃですか通信」継続 2 <u>第2層協議体の再編を検討</u> 「学区第4次福祉のまちづくり推進活動計画」を基に、第2層協議体の体制を整える。 *協議体再編に向けた会議1回開催(R7.8末時点)

第2層協議体のメンバーおよび構成員の表記について

全学区の構成員に第2層協議体生活支援コーディネーター（守山市社協が委嘱する地域福祉推進員）と市の関係職員（長寿政策課、地域包括支援センター、地区会館、守山市社協）が含まれますが、上表においては、これらの表記を省略しています。

日時:令和7年7月29日(火)午後6時から7時30分まで 場所:守山市役所 防災会議室

テーマ: 地域で精神疾患を疑われる方への支援・介入方法について

【北部圏域】事例①

<事例テーマ>

地域で精神疾患を疑われる方への支援の方法

<事例概要>

地域で生活していたが、徐々に生活の維持が困難になる。本人は、支援者の介入に拒否的であり、地域住民は、本人のことを気にしながらも、支援や介入の方法がわからなかった。転倒したことをきっかけに民生委員、地域包括につながり、介護保険申請、サービスの導入に至った。

【個別会議での主な意見】

- ① 支援を拒否する人への対応の困難さ (地域:見守り、支援者:介入方法)
- ② 民生委員さんが関わってくれたことで地域と支援者がつながることができた。
→本人のことを気にしながらもどこに相談したらよいかわからなかったが、「本人が倒れる」という出来事をきっかけに、民生委員さんが包括に相談しうまく本人につなげてくれたことで支援がスムーズになった。
- ③ 認知症と精神疾患の見分けにくく、支援方法の検討が難しい。
- ④ 65歳未満の人に対する支援機関・支援体制が明確でない。

【北部圏域】事例②

<事例テーマ>

本人の迷惑行為に地域が困っているが、介入できないケース

<事例概要>

隣人など地域の特定の人を対象に、迷惑行為をするなどで地域住民や警察から情報が入るようになる。市精神保健担当課と地域包括で定期的に訪問し、介入機会を伺うも介入がうまくできなかった。



【個別会議での主な意見】

- ① かかりつけ医と専門医のつながりの強化
→精神科へのハードルは高いかもしれないが、内科などのかかりつけ医から専門医へつなげていければよい。
- ② 地域で見守る支援者への支援
→民生委員さんのような地域で見守りをしてくれる人へのケアが必要。
- ③ 「にも包括」(※)の推進
(※)「にも包括」精神障害にも対応した地域包括ケアシステム。精神障害があってもなくても、住みたい場所で安心して自分らしく暮らせる」地域となることを目指した取組すべてを指すものです。

【地域ケア推進会議での議論のテーマ】

「精神障害があってもなくても、住みたい場所で安心して自分らしく暮らせる」地域となることを目指す中で、日々の活動で感じる課題や現状取り組んでいる(取り組みたい)ことなど...

「にも包括」について

●精神疾患にも対応した地域包括ケアシステムとは・・・

「精神疾患にも対応した地域包括ケアシステム」は略称「にも包括」と呼ばれ、精神障害の有無や程度に関わらず、「誰もが安心して自分らしく暮らせる社会を目指そう」という考え方です。つまり、精神障害がある人もない人も、同じように社会の一員として、必要な支援を受けながら、自分らしい生活を送れるようにサポートしていくということです。

厚生労働省は、2017年度から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・支援事業」を開始し、都道府県などの自治体の取り組みを支援しており、滋賀県では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図るため、2016年度から「滋賀のみんなでつくる精神保健医療福祉チーム事業」に取り組まれています。

【滋賀県での取り組み】

- 圏域推進チーム会議の設置
- 圏域内人材育成研修の実施
- 病院での会議または研修会の開催

滋賀県では、障害福祉課、精神保健福祉センター、各保健所および、医療・保健・福祉等の関係機関が連携し体制構築に向け取り組まれています。

別添の図は、「地域包括ケアシステム」と呼ばれる、様々な分野の連携によって、その実現を目指していくための仕組みをイメージしています。

具体的に、以下の要素が連携して、精神障害のある人の生活を支える仕組みを目指しています。

【医療】

精神科病院やクリニック、精神科訪問看護、精神科デイケアなど、精神障害に関する専門的な医療機関。

【障害福祉・介護】

障害者福祉サービス、介護サービス、相談支援事業所など、生活上のサポートを提供する機関。

【住まい】

精神障害者向けのグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、安心して暮らせる住居の提供。

【社会参加】

就労支援、ボランティア活動、地域活動など、社会の一員として活躍できる機会の提供。

【地域】

地域住民や企業、ボランティア団体など、地域全体で精神障害のある人を受け入れるための理解と支援。

このシステムは、それぞれのニーズに合わせて、必要なサービスやサポートを連携して提供することで、精神障害のある人が地域社会で自立した生活を送れるようにサポートするものです。

例えば、精神障害のある方が仕事に就きたいと思っても、精神的な不安や社会生活上の困難さから、一人で就職活動をするのは難しい場合があります。地域包括ケアシステムでは、精神保健福祉センターやハローワークといった機関が連携して、就職活動のサポートや就労後のフォローアップなど、必要な支援を提供します。

「にも包括」は、精神障害のある人が社会から孤立することなく、自分らしく生きられるように、地域全体で支え合い、共に生きていくという考え方です。

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。

このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

